

## 1歳6か月児及び3歳児健康診査医師診察実施要領

### 1 趣旨

この要領は、母子保健法第12条の規定による、同条第1号の満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児に対する健康診査（以下「1歳6か月児健康診査」という。）及び同条第2号の満3歳を超え満4歳に達しない幼児に対する健康診査（以下「3歳児健康診査」という。）のうち医師が行う診察（以下「医師診察」という。）の実施方法について、佐倉市1歳6か月児健康診査実施要綱（令和3年4月1日施行、佐行第931号。）第9条第2項及び佐倉市3歳児健康診査実施要綱（令和4年4月1日施行、佐母第912号。）第11条第2項の規定に基づき定めるものとする。

### 2 定義

本要領において用語及びその定義は、それぞれ次のとおりとする。

- ア. 保護者 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の対象となる幼児の保護者又は養育者をいう。
- イ. 医療機関 医師診察について佐倉市と業務委託契約を締結した医療機関をいう。

### 3 受診方法等

- (1) 保護者は、医療機関に予約の上、健康診査受診票（別記様式第1号-1及び第1号-2）に記載された指定期間内に、対象となる幼児に医師診察を受診させるものとする。
- (2) 保護者は、受診に際して、母子健康手帳及び健康診査受診票を持参しなければならない。

### 4. 受診者の確認

医療機関は、医師診察の実施にあたっては母子健康手帳その他により、次の事項について確認しなければならない。

- ア. 受診者が受診日において、佐倉市民であること。
- イ. 受診者の年齢が、1歳6か月児健康診査については、満1歳6か月を過ぎて満2歳に達していないこと。3歳児健康診査については、満3歳6か月児を超え満4歳に達していないこと。

### 5. 診察内容

診察の内容は、次に掲げるとおりとする。

- ア. 身体的発育異常（必要に応じて、体重・身長・頭位を測定）
- イ. 精神発達障害（精神発達遅滞、言語発達遅滞）
- ウ. 熱性けいれん
- エ. 運動機能障害

- オ. 神経系・感覚器系の異常（視覚、聴覚、てんかん性疾患、その他）
- カ. 血液疾患（貧血、その他）
- キ. 皮膚疾患（アトピー性皮膚炎、その他）
- ク. 循環器系疾患（心雑音、その他）
- ケ. 呼吸器系疾患（ぜんそく性疾患、その他）
- コ. 消化器系疾患（腹部膨満・腹部腫瘤、そけいヘルニア、臍ヘルニア、便秘、その他）
- サ. 泌尿生殖器系疾患（停留精巣、外性器異常、その他）
- シ. 先天異常
- ス. 生活習慣上の問題（小食、偏食、その他）
- セ. 情緒行動上の問題（1歳6か月児健康診査：指しゃぶり、多動、不安・恐れ、その他、3歳児健康診査：指しゃぶり、吃音、多動、不安・恐れ、その他）
- ソ. その他の異常

## 6. 判定

医師診察を行った医師は、次の表のとおり判定する。

内 容	判定結果
診察の結果、異常の疑いがないと判断した場合	1. 異常なし
現在、治療中の病気がある場合	2. 既医療
診察の結果、治療・精密健康診査の必要はないが経過を観察していく必要があると判断した場合	3. 要経過観察
より詳しい検査が必要と判断した場合	4. 要紹介(要精密)
診察の結果、精密検査を要するまでもなく治療が必要であると判断した場合	5. 要紹介(要治療)

## 7. 精密健康診査

- (1) 医療機関は、医師診察の結果、精密健康診査が必要（要精密）と判定した場合は、別紙「精密健康診査の説明書」を用いて精密健康診査の受診を勧奨し、精密健康診査受診申請書（1歳6か月児健康診査実施要綱及び3歳児健康診査実施要綱に定める別記様式第2号）を保護者に記入してもらう。
- (2) 医療機関は、保護者から精密健康診査受診申請書の提出を受けた場合は、健康診査受診票とともに佐倉市役所母子保健課にFAXで送信する。

## 8. 結果の記録

医師診察を行った医師は、次の事項を健康診査受診票に記録しなければならない。

- ア. 医療機関名及び担当医師名
- イ. 体重、身長及び頭囲の測定結果（当日計測値、もしくは集団健診時の計測値）
- ウ. 診察の判定結果（経過観察が必要な内容、治療が必要な病名又は精密健康診査

が必要な内容、紹介先医療機関及び診療科を含む。)

## 9. 相談事業の紹介

前項の規定にかかわらず、医師診察を行った医師は、発達や養育に関して保健事業による継続指導が必要であると判断した場合は、保護者にその必要性を十分説明し、了解を得た上で、健康診査受診票に継続指導が必要な内容を記入する。

## 10. 児童虐待疑いの報告

医師診察を行った医師は、児童虐待が疑われる事実を発見した場合は、別紙「医師診察児童虐待チェックリスト」を作成し、医療機関は健康診査受診票に添付して市長に提出しなければならない。

## 11. 保護者への結果の説明

医療機関は、健康診査受診票の母子健康手帳貼付用を保護者に渡し、判定結果を説明する。

## 12. 受診結果の報告

医療機関は、医師診察結果を記入した健康診査受診票を毎月ごとにまとめて市長に提出するものとする。

## 13. 業務委託料の支払い

- (1) 医療機関は、各月の医師診察業務が終了した時は、翌月10日までに別紙「実績報告書兼請求書」を市長に提出するものとする。
- (2) 市は、実施件数等を照合し、請求の内容が適正と確認された場合は、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(附 則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。